

## 【表紙】

【発行登録番号】	23 - 関東205
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月21日
【会社名】	積水化学工業株式会社
【英訳名】	Sekisui Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 根岸 修史
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満二丁目 4 番 4 号
【電話番号】	06 6365 4105
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 長沼 守俊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目 3 番17号
【電話番号】	03 5521 0521
【事務連絡者氏名】	C S R 部人事勤労グループ長 佐藤 隆士
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生日（平成24年 1 月 4 日）から 2 年を経過する日（平成26年 1 月 3 日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	積水化学工業株式会社東京本社 （東京都港区虎ノ門二丁目 3 番17号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号）

（注） は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の縦覧の便宜のために備えるものがあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行社債】

未定

#### 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

#### 3【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

未定

##### (2)【手取金の使途】

設備資金、投融資資金、社債償還資金、借入金返済資金、短期社債償還資金及び運転資金に充当する予定であります。

### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第89期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）平成23年8月11日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）平成23年11月9日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成23年12月21日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成23年6月29日に関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成23年12月21日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成23年6月29日に関東財務局長に提出

#### 6【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年7月6日に関東財務局長に提出

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記4の臨時報告書の訂正報告書）を平成23年8月1日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類とされる有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」の内容については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（平成23年12月21日）までの間において変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

積水化学工業株式会社本店  
（大阪市北区西天満二丁目4番4号）  
積水化学工業株式会社東京本社  
（東京都港区虎ノ門二丁目3番17号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社大阪証券取引所  
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

（注） は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の縦覧の便宜のために備えるものがあります。

### 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。